議案第６８号

久喜市個人情報保護条例及び久喜市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

（久喜市個人情報保護条例の一部改正）

第1条　久喜市個人情報保護条例（平成22年久喜市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第24条第3項において同じ。）」を加える。

第21条第4項中「同法第28条」を「番号法第29条」に改める。

第24条第3項中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に、「同法」を「番号法」に改める。

（久喜市個人番号の利用に関する条例の一部改正）

第2条　久喜市個人番号の利用に関する条例（平成27年久喜市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

平成２９年９月４日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。